

《アフターサービス保証書》



株式会社インクダム

東京都大田区鵜の木3-14-4 リヴァリー鵜の木1階

TEL: 03-6459-5517 FAX: 03-6459-5518

お引渡し日：2025年7月19日

部位	項目・内容	不具合の例	期間	摘要	免責事項	
天然木 建材	天然木フローリング	天然木フローリング材(挽板)	大幅な突き上げ・大幅な目隙	6ヶ月	○	
	天然木巾木	天然木巾木材	取付不良、断裂	6ヶ月		
	天然木造作	建具枠、可動棚(一部)	取付不良	6ヶ月		
	天然木建具	リビング扉	取付不良、動作不良	6ヶ月	○	
	天然木面材	クラシックリブパネル(主寝室壁面)	取付不良	6ヶ月		
下地	床下地組	根太組・置き床下地 下地合板含む	そり、破損、たわみ	2年	○	軽微な傷、汚れ ・作動に影響しない反り・変形・軽微な割れ ・温度、湿度の変化による部材の変形によるもの ・過度の冷暖房によるもの ・雨、日照による変色・退色 ・雨漏り、漏水によるもの ・重量物の設置に起因するもの ・お客様が取付けた機器等に起因するもの ・既存の建具、設備等 ・畳敷について、表替え工事の場合免責
	壁下地組	木軸組・軽量鉄骨下地 下地プラスターボード・合板貼	そり、破損、たわみ	2年	○	
	天井下地組	野縁組・軽量鉄骨下地 下地プラスターボード・合板貼	そり、破損、たわみ	2年	○	
内装	フローリング	一般フローリング材	うき、破損	1年		
	フローア貼	CF・フローアタイル・カーペット等	うき、はがれ	1年	○	
	クロス貼	クロス張替・紙張替 等	うき、はがれ	1年	○	
	パネル貼	キッチンパネル・バス壁・バスリブ等	割れ、うき、はがれ	2年	○	
	タイル貼・石貼	床・壁等	割れ、うき、はがれ	2年	○	
造作	造作材	キッチン腰壁・ワークカウンター	ねじれ、そり、取付不良	1年		
建具 家具	建具	開き戸・引き戸・折れ戸・下足入 戸襖・襖・障子	ねじれ、そり、破損、 動作不良、取付不良	2年	○	
	袖具金物	ハンドル・ツマミ・丁番・戸当り・鍵等	破損、動作不良、取付不良	2年	○	
設備	配線器具	スイッチ・コンセント・インターホン	破損、結線不良、取付不良	2年	○	電球、パッキン、電池、カートリッジ等の消耗品 お客様が取付けた機器等に起因するもの 既存の設備等
	照明器具	シーリング、ダウンライト等	破損、導線不良、取付不良	1年	○	
	給湯器・電気温水器	ガス給湯器・電気温水器本体 及び付属品(リモコン等)	動作不良、取付不良	2年	○	
	キッチン設備	キッチン、及びカッパボード本体	動作不良、取付不良	27ヶ月	○	
		付属品(レンジフード・ガスコンロ・食洗機)	動作不良、取付不良	1年	○	
		付属品(水栓・トラップ等)	動作不良、取付不良	2年	○	
	洗面器・洗面化粧台	洗面器・洗面化粧台本体	動作不良、取付不良	3年	○	
		付属品(水栓・トラップ・鏡等)		2年	○	
	防水パン・水栓	防水パン本体	動作不良、取付不良	2年	○	
		付属品(トラップ等)、水栓		2年	○	
	便器	便器本体	動作不良、取付不良	2年	○	
		付属品(ウォシュレット)	動作不良、取付不良	1年	○	
		付属品金物・その他付属品		2年	○	
	ユニットバス	ユニットバス本体(床・壁・天井) 付属品(浴槽・水栓・トラップ・扉等)	動作不良、取付不良	2年	○	
	在来浴室	浴槽、水栓、鏡、扉等	動作不良、取付不良	2年		
	浴室防水	-	漏水	2年		
	隠蔽先行配管	ドレン管、冷媒管、冷温水管	漏水、破損	2年	○	
	エアコン機器	エアコン本体及び付属品 (冷媒管・ドレン管・リモコン等)	破損、動作不良、取付不良	1年	○	
	換気扇	-	破損、結線不良、取付不良	2年	○	
	分電盤	-	破損、結線不良、取付不良	2年	○	
住宅用火災報知器	-	取付不良	2年	○		
床暖房	ヒーター部分	動作不良・取付不良	20年	○		
	コントローラ部分	動作不良・取付不良	5年	○		
イン フラ	給水配管	専有部分内の配管部分	破損、漏水	2年	○	異物の詰まり、凍結によるもの 給排水パッキン等消耗品 共用部分の配管、配線、メーター等
	給湯配管	専有部分内の配管部分	破損、漏水	2年	○	
	排水管	専有部分内の配管部分	破損、漏水	2年	○	
	ガス配管	専有部分内の配管部分	破損、ガス漏れ	2年	○	
	電気配線	専有部分内の配線部分	破損、結線不良	2年	○	
	電話・TV配線	専有部分内の配線部分	破損、結線不良	2年	○	
その他		カーテンレール・スリーブキャップ・ タオル掛け・紙巻器・アイアンハンガーパイプ	取付不良	1年	○	

<共通免責事項>

以下の事由・事象についてはアフターサービスの適用除外とさせていただきます。

- リフォーム対象外の部分に起因する場合。
- 通常の用法以外の使用上の不注意、維持管理不十分に起因する場合。
- 天災地変(地震・火災・風・水・雷害等)、電波障害、その他室内におけるカビ・結露・錆び等の発生等、リフォーム工事に起因しない場合。
- 改築等により形状変更が行われた場合その部位、設備及び関連する部位・設備。
- アフターサービス基準書に専有部分内と記載されていても、当該マンションの管理規約において共有部分として管理されている部位・設備。
- 第三者の故意または過失に起因する場合。
- 汚れ、キズ、破れ。
- 家具、備品等。
- 保証期間経過後にご連絡頂いた場合。